

計量制度見直しと弊社製品の関わり

～ 重量選別機をお使いのお客様へ ～

インフィビスカンパニー
アンリツ株式会社

2021年8月1日
IWS1-0S21063-00



目 次

1. 計量制度の見直しと重量選別機の関係

- ・見直しの概要、重量選別機の位置づけ

2. 重量選別機の検定の概要

- ・検定内容、検定の導入、経過措置

3. 検定合格後の制約

- ・修理、移設

※本資料の内容は、今後変更となる場合があります。

1. 計量制度の見直しと重量選別機の関係

計量制度に関する政省令の改正により、自動はかりが**特定計量器**に追加され、**検定の対象**になりました。

政省令改正の主な内容（平成29～令和3年度）

（1）従来より検定を行っている質量計において自動はかりも新たに検定を実施

適正な計量の確保を目的として、質量計においては既に検定が実施されている非自動はかりだけでなく、自動はかりも新たに検定を実施することになりました。

（2）指定検定機関の指定に器差検定を中心に行う区分を追加

制度の信頼性を担保した上で指定検定機関への民間参入を促進するべく、型式承認試験等の検査を行わず、器差検定を中心に行う指定検定機関の指定の区分が追加されました。

政省令の経緯

公布日	項目	主な改正内容
2017年6月21日	計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令	特定計量器である質量計に「自動はかり」を追加
2017年9月22日	計量法施行規則の一部を改正する省令等	指定検定機関の指定要件の見直し
2018年3月30日	計量法施行規則の一部を改正する省令等	検定証印等の年号表記、指定検定機関の指定の申請
2018年9月6日	計量法施行規則の一部を改正する省令等	計量証明事業者が保有しなければならない機器等について
2019年3月25日	計量法関係手数料令の一部を改正する政令	自動捕捉式はかりについて、産業技術総合研究所が行う場合の検定及び型式承認の手数料を定める
2019年3月29日	計量法施行規則の一部を改正する省令等	自動捕捉式はかりに係る軽微な修理及び簡易修理の範囲、技術基準等を規定
2021年7月27日	計量法施行規則の一部を改正する政令	検定導入日程の延期 自動捕捉式はかりの検定対象範囲を見直し

■特定計量器に追加される自動はかりの種類

ホッパースケール、充填用自動はかり、コンベヤスケール、自動捕捉式はかりの4器種が検定の対象に追加されました。弊社の**重量選別機**は自動捕捉式はかりに、**自動電子計量機**は充填用自動はかりに属します。

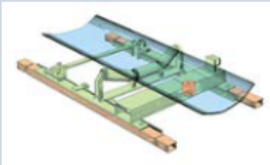
①特定計量器への追加【施行令第2条関係】

適正な計量の実施を確保するため、「自動はかり」を特定計量器へ追加

②使用の制限の特例【施行令第5条関係】

国際法定計量機関（OIML）において検定の技術基準が整備・確立し、かつ国内に流通量が多い**ホッパースケール、充填用自動はかり、コンベヤスケール及び自動捕捉式はかり**の4器種を検定の対象とする。

※検定の対象となるのは取引又は証明に用いられているものに限る。

名称	ホッパースケール	充填用自動はかり	コンベヤスケール	自動捕捉式はかり
主な計量対象	穀物類、配合飼料等	食品、粉体、飼料、薬品等（小容量）	鉱物類、穀物類、飼料等	加工食品、飲料、薬品等
特徴	各種原料等をホッパーに流入している状態で質量を計量し、一定量（設定値）に達すると、ホッパーから下流へ排出	各種原材料及び製品を、一定の質量に分割して袋、缶、箱などの容器に充填（ランダムな質量を取捨選択して目的の質量にするタイプもある）	ベルトコンベヤで連続輸送される原料及び製品の受渡しの際に計量	箱、袋、缶などの形態で計量を行う。欠品等の判別や異物混入を選別する機能も備えている
具体例				

出展：経済産業省ウェブサイト

http://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/00_download/seidominaoshi.pdf

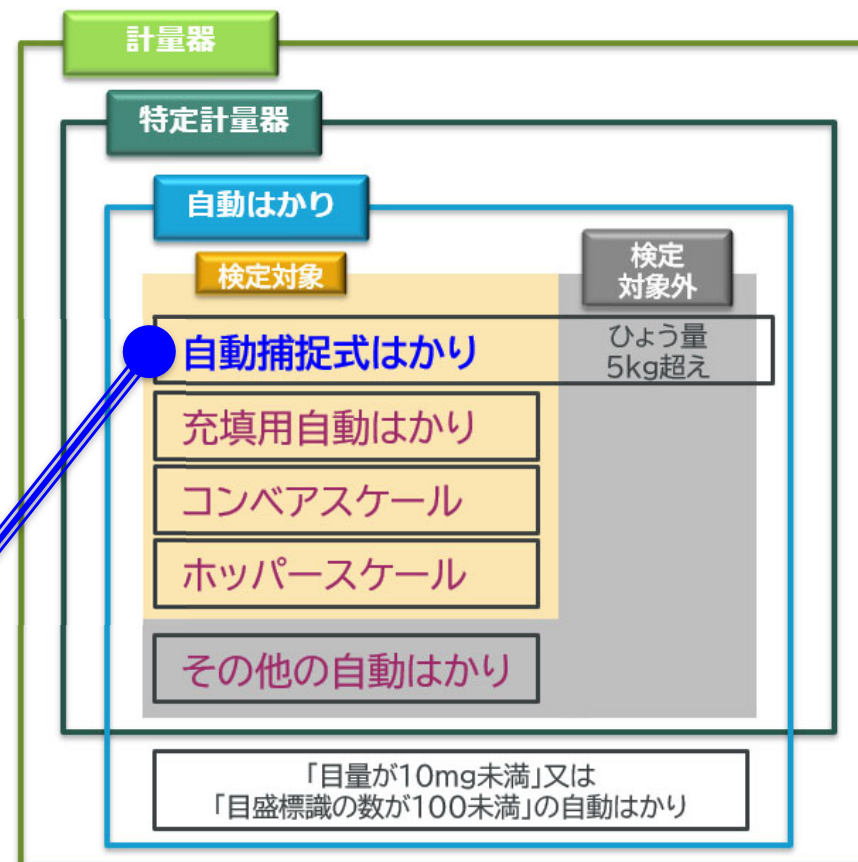
■取引又は証明に使用する場合は検定対象

計量器のうち、適正な計量の実施を確保するために、その構造や器差（正確さ）について基準を定める必要がある計量器を**特定計量器**という。

特定計量器は**検定**に合格しないと**取引又は証明**に使うことができない（一部除外あり）

重量選別機は**自動はかり**に分類されています。

計量制度の見直しでは、**自動はかりが特定計量器に追加**されました。
重量選別機は、検定に合格しないと取引又は証明に使えなくなります（一部除外あり）。



【21.8.1改正】

- ・自動捕捉式はかりのうち、ひょう量5kg超えを検定対象外とする。
- ・目量10mg未満又は目盛標識数が100未満の自動はかりを特定計量器から除外。

2. 重量選別機の検定の概要

前述の通り、取引又は証明に使用するめには検定に合格する必要があります。
検定項目には大きく「**構造**」と「**器差**」があります。

「**構造**」が技術上の基準に適合すること

表記事項（製造年、製造事業者名、目量、ひょう量など）
材質、性能（耐久性、耐環境、電磁環境など）

「**器差（許容誤差）**」が検定公差を超えないこと

計量バラツキを確認（機器性能、使用環境など）

合格すると
検定証印が付きます。



しかし、改正制度の導入にあたり、現状の使用状況や、検定の実施・運用など踏まえると合理的ではない点もあり対応が取られています。

- 多数ある既設機に対して、すべての基準を適用するのは現実的ではない。
 - 「**既に使用されているはかり**」として緩やかな要件を適用。
その他は「**新たに使用するはかり**」として区別。
- 構造検定には現地での実施が困難な項目があり、設計・製造段階で承認する。
 - 「**型式承認制度**」（承認された機器を「**型式承認機**」）

■「新たに…」と「既に…」の区別

検定の実施内容には2種類あり「**既に使用されているはかり**」と「**新たに使用するはかり**」という**呼び名**で区別され、検定制度が通常運用されるまでの状況でどちらかに判断されます。

* 単に今使っているから「既に使用されているはかり」という訳ではない。

本来の検定は、(重量選別機の場合)

取引又は証明に使用するなら、型式承認機による全検定項目を実施して合格してから。



いま使っているものは、どうなるの？



そこで



既に使用されているはかり

型式承認表示がなく、2024年3月31日までの間に取引又は証明に使用していること。
(使用証明の方法は検討中)

新たに使用するはかり

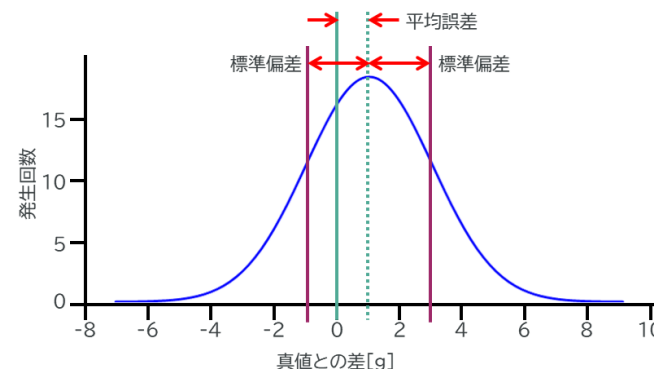
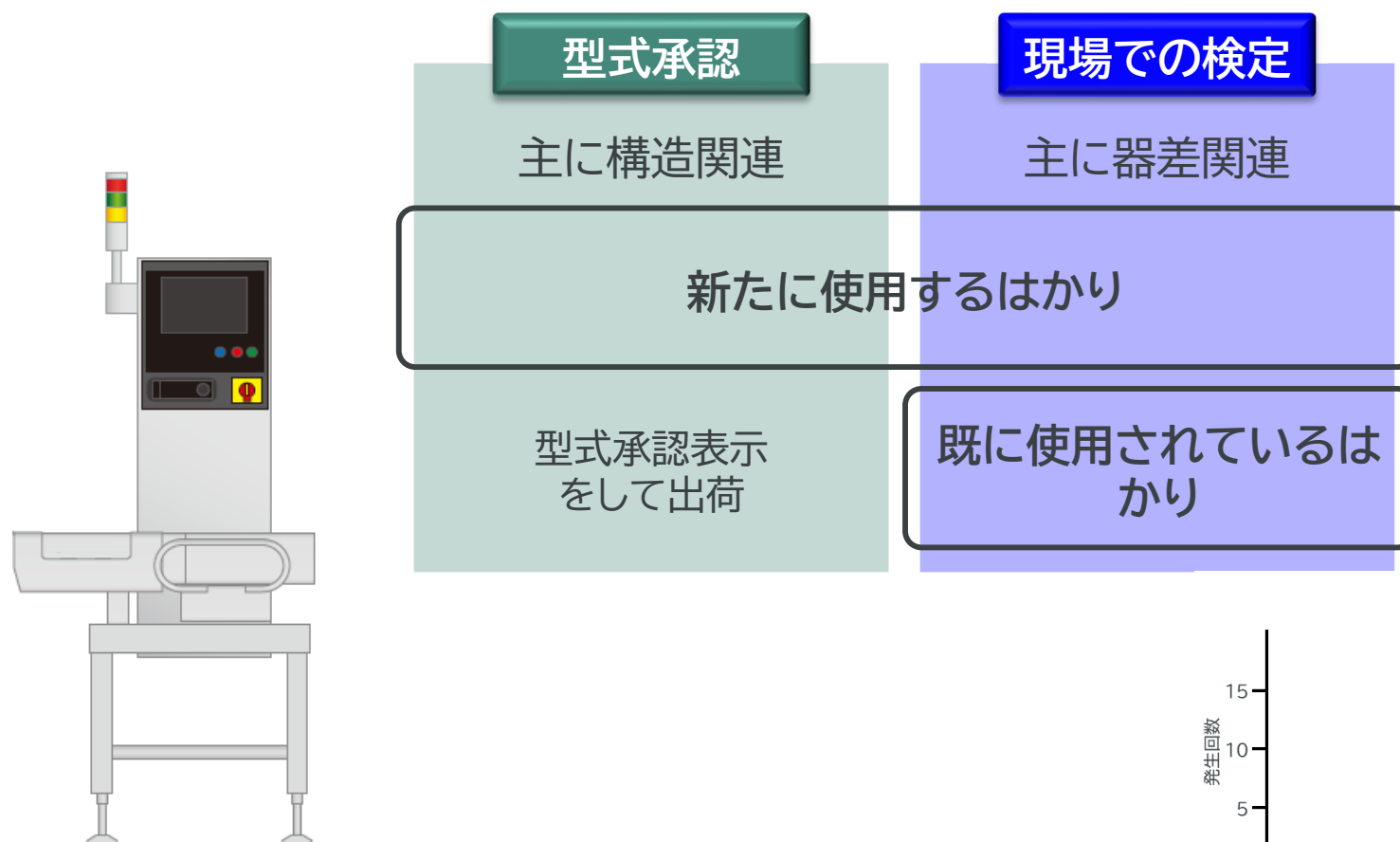
上記以外の条件の場合は、「新たに使用するはかり」となります。

【21.8.1改正】

・使用の制限の開始を2年延期

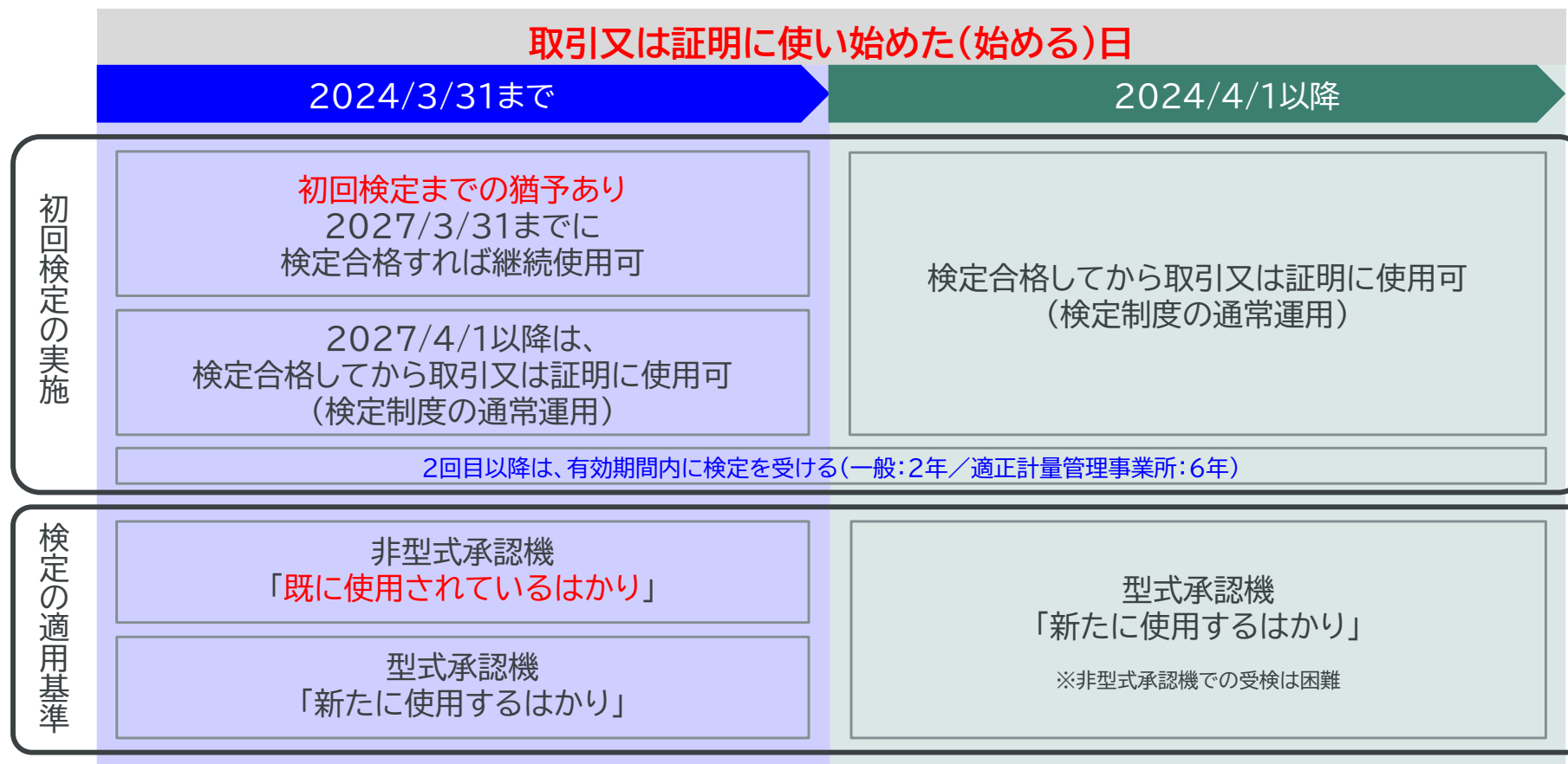
今回の計量制度見直しにより、重量選別機（自動捕捉式はかり）の技術基準がJIS（JIS B7607）で規定されました。この**技術基準を満たしていることを確認する作業が検定**になりますが、現場での実施が困難な項目もあります。そこで、製造する重量選別機に対して構造に関する試験をあらかじめ行い、合格した重量選別機に**型式承認を与え、検定に際しては一部の試験を除き、構造試験に合格したものと見なすものです。**

* **型式承認機**は「新たに使用するはかり」に区分される。



■初回検定スケジュール

大きくは2つの期日がありますが、使用状況や導入時期により期日の意味合いが変わってきますので、ご注意ください。



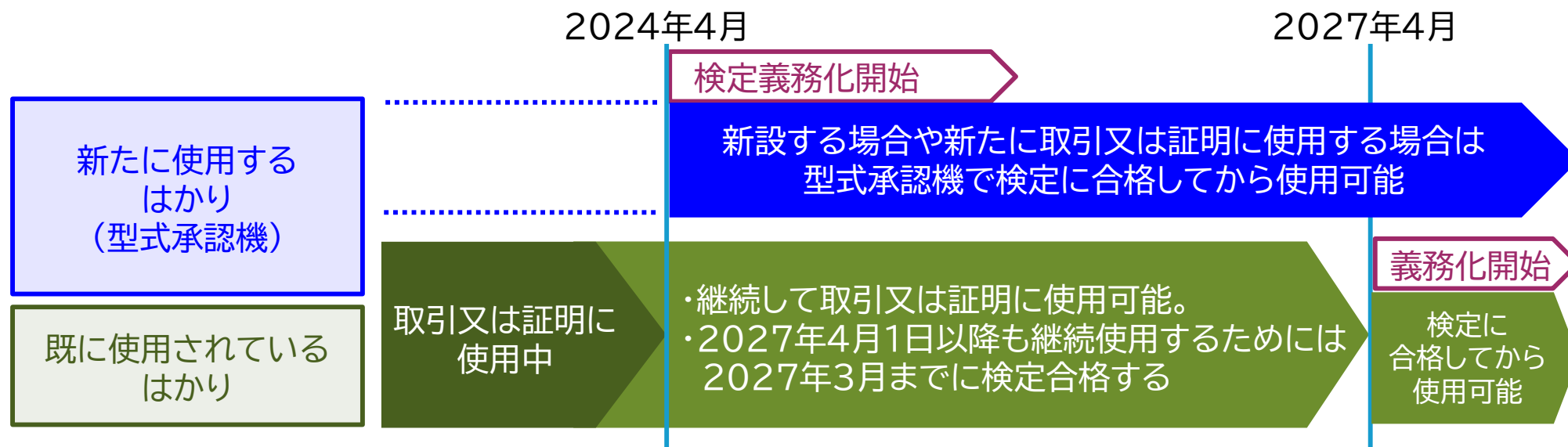
※「既に使用されているはかり」の場合は、初回検定時に“確認済証”が付されます。
※24/3/31までの使用実績の確認方法は、現在検討中です。

【21.8.1改正】

・使用の制限の開始を2年延期

■初回検定スケジュール

使用している重量選別機の種類(型式承認機かどうか)によって、前ページの日程を表すと下記ようになります。



2024年4月から検定の義務化開始

しかし、すでに(2024年3月31日までに)取引又は証明に使用している重量選別機については、2027年3月31日まで継続使用できますが、検定に合格していないと2027年4月から使用できません。2027年4月からは検定合格してから使用可能となります。

2024年4月以降に、新設する場合や初めて取引又は証明で使用する場合は、型式承認機で検定に合格してから使用可能となります。

【21.8.1改正】

・使用の制限の開始を2年延期

■検定の実施者と有効期間

重量選別機の検定は、産業技術総合研究所または**指定検定機関**となります。今回の計量制度見直しの中で、指定検定機関への民間事業者参入を促進しています。
現在、検定の依頼を受けれるよう準備を進めています。

指定検定機関について

- ・他の公的機関と並ぶ、経済産業大臣の指定を受けた機関であり、どのメーカーの重量選別機の検定にも応じる必要があります。
- ・指定検定機関には独立性・中立性が求められています。
 - 機器を作った製造部門、設置・修理を行うサービスマンとは、別の者が検定を実施します。
 - 指定検定機関に所属しない一般計量士は、検定実施者になれません。

自動はかりの検定の**有効期間は2年**。ただし、自動はかりの使用者が**適正計量管理事業所**であれば、自主的管理を行うことを前提に、**有効期間は6年**となります。

- ・適正計量管理事業所のお客様：
重量選別機が特定計量器となりましたので、(取引又は証明に関わらず)使用している適正計量管理事業所においては、「指定申請書記載事項変更届」を27/3/31までに提出する必要があります。

検定手数料は各機関が個別に設定することになります（認可制）。国の検定機関である産業技術総合研究所における検定手数料が一定の参考値になると思われます。

■検定手数料（参考値）

ひょう量	手数料(非課税)
600g以下	56,700円/台
600g超え	60,700円/台

検定に向けての参考情報として捉えてください。

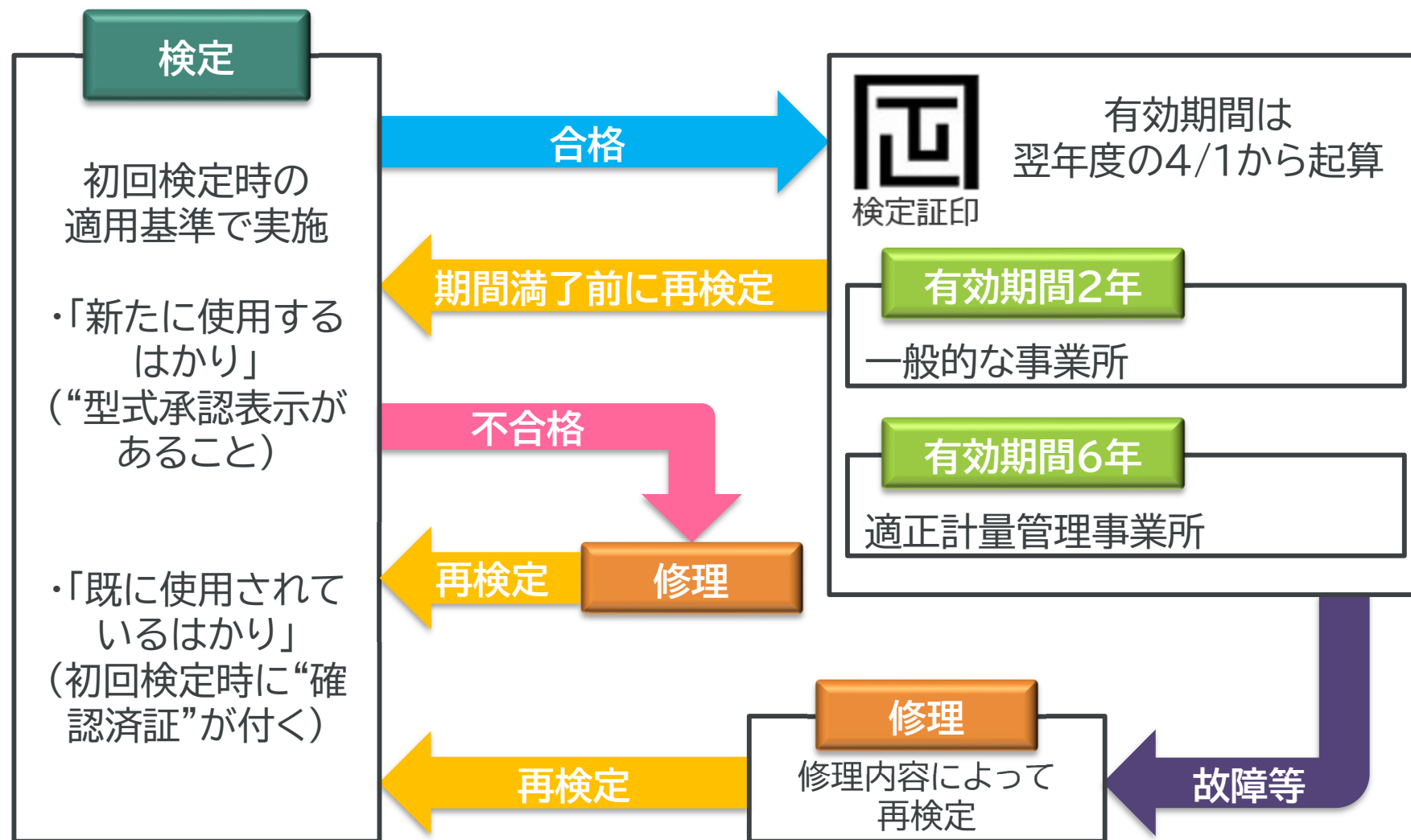
- ・1秤／台あたりの料金です。
- ・複連機は、それぞれの秤を試験する必要があるため、別途定める予定。
- ・受検手数料は、検定手数料＋諸費用（交通費、出張費等）となります。
- ・手数料は指定検定機関が指定を受けたときに認可されます。なお、夜間・休日等の場合は割増料金となる場合があります。

1つの秤に対し数時間を要するとされており、**検定の際は生産スケジュールとの調整が必要**になる場合があります。

■検定受検後の流れ

検定制度に対する運用面での流れは下記ようになります。

※取引又は証明に使わなくなれば、再検定は不要



3. 検定合格後の制約

■検定合格後の修理について

検定対象となる自動はかりの修理で、お客様(自動はかりの使用者様)が**自主的に実施できるのは“軽微な修理”のみ**となります(適性計量管理事業所を除く)。

JISによる修理の規定 (JIS B 7607 : 2021版)

	軽微な修理	簡易修理	修理
JISによる修理規定	計量性能に影響を及ぼすおそれがない	計量性能に影響を及ぼすが器差に直接影響を及ぼすおそれがない	軽微な修理及び簡易修理に属さない修理
(例)	・外装の修理、消耗品の交換 ・搬送ベルト等の交換 ・印字用紙等の消耗品の交換 ・搬送ローラー・駆動部カップリングの交換又は修理^{注1}	・表示装置・印字装置等の交換又は修理^{注2} ・駆動モータ・モータドライバの交換または修理	・秤の交換又は修理 ・スパン調整(感度校正)^{注3} ・計量関連ソフトウェアの変更^{注3}
修理実施者	届出製造・修理事業者 お客様	届出製造・修理事業者 適正計量管理事業所	届出製造・修理事業者 (お客様不可)
修理後の処置	特になし	届出製造・修理事業者、適正計量管理事業所によるJIS規定の使用申検査	届出製造・修理事業者による検定証印の除去 ⇒再検定

注1：清掃・点検のために脱着することを前提とした構造であって、組立て再現性のあるものにかぎる。

注2：性能に明らかに影響がないと判断できる場合は、使用中検査を省略してもよい。

注3：新規はかりのみ。既使用はかりは簡易修理に該当(今後の動向に注意)。

検定合格後にレイアウト変更などにより機器を移動する場合があります。移動については、現状下記の定めしかありません。

JIS B 7607

JA.3.6 検定後の移動に関する留意事項

個々に定める性能の検定及び器差検定を行った後の自動捕捉式はかりの移動は、器差及び性能に影響を及ぼさない範囲までとする。

ひとつの解釈

「器差及び性能に影響を及ぼさない範囲」であることが移動の条件です。移動の結果、「及ぼしているかもしれない」という状況での使用は望ましくありません。

- ・床振動や空調の影響など、設置環境の変化
- ・移動中の衝撃

お客様の判断によりますが、移動後は多少でも器差確認を行い、正常範囲であることを確認することが望ましいと思われます。

注)工場または同敷地外へ移設の場合は、再検定になる可能性があります

最後に・・・

- ◆ いくつかの期限が設けられています。ご注意ください。
 - ・2024年4月1日以降から取引又は証明に使用される場合、検定制度は通常運用となります。
→「型式承認機」での受検となります。
 - ・2024年3月31日までに取引又は証明で使用していた場合、2027年3月31日までに初回検定に合格する必要があります。
 - ・2027年4月1日以降は、検定に合格してから取引又は証明に使用可能となります。
 - ・各期限の間際は、指定検定機関や点検サービスが混み合うことが予想されます。
→余裕をもった受検計画をお願い致します。
- ◆ 設置後の検定、修理(内容による)後の検査または検定、と従来よりも稼働までに時間を要します。
→必要なら代替案を検討しておく。
- ◆ 特定計量器として技術基準が設けられています。使用機種や使用環境・条件により検定に合格できない場合があります。
 - ・保守満了機で故障しても修理・復旧できない場合があります、型式承認機の手配・設置・検定とダウンタイムが長くなる可能性があります。
→古い機器は更新をご検討ください。
 - ・「器差」要件を満たすために使用環境・条件を是正する必要がある場合があります。

【21.8.1改正】

・使用の制限の開始を2年延期

◆ 本資料は、下記より引用・参考にしています。

・経済産業省計量行政ホームページ

http://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/keiryougyousei.html

・計量制度見直しについて＜政省令改正にともなう自動はかりの検定実施＞（令和元年6月版）

http://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/00_download/seidominaoshi.pdf

・8/1施行の検定制度見直しについて）

https://www.meti.go.jp/shingikai/keiryogyoseishin/kihon/pdf/2021_001_s01_00.pdf

経済産業省 計量制度見直し

検索

・弊社ホームページ「計量制度見直しに関する政省令改正の概要と弊社の取組みについて」

アンリツ 計量制度

検索

ありがとうございました

